

婚姻届

○婚姻届

結婚したときに、市区町村の役所に出す届け出のことで。

日本に居住する外国人も、日本の方式で結婚するときは、戸籍法の規定に基づいて婚姻届を出してください。この婚姻の届出によって、外国人が日本国籍を取得することはありません。

日本人と結婚した場合、日本人の配偶者としての在留資格に変更を希望する人は、出入国在留管理局へご相談ください。

出入国在留管理庁外国人在留総合インフォメーションセンター 0570-013904
(IP, 海外 : 03-5796-7112)

結婚したときは、本国政府にも報告してください。手続きの方法は、大使館または領事館にお尋ねください。婚姻成立の要件は、国によって異なります。日本人は日本の、外国人はその国の、婚姻成立要件を備えている必要があります。

- (1) 届け出る期間 : 任意
- (2) 届け出る人 : 婚姻する二人
- (3) 届け出先 : 二人のうち、どちらか一人の住所がある所、または本籍がある所の市区町村の役所（日本人と婚姻する場合）
西宮市では、西宮市役所市民課 0798-35-3128
または各支所（土日祝除く）、サービスセンター（土日祝除く）、アクタ西宮ステーション

(4) 必要書類

①婚姻届書

（市区町村の役所などにあります。証人として、成人2名の署名が必要です）

②戸籍全部事項証明書（日本人）

③婚姻要件具備証明書（外国人）

（婚姻要件を備えていることを証明する書類です。大使館、領事館で発行されます。外国語で記載されている場合は、翻訳者を明記した、訳文と一緒にお願いします）

（なお、この証明書を取得できない方については、日本語がわかる人を介して、お住まいの市区町村の役所にお問い合わせください）

④国籍を証明する書類（パスポートなど）

⑤本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）



※注 市区町村によって、申し込み先、申し込み方法、サービスの種類、名称が違うことがあります。詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。